

イ 社会保険・労働保険の申請・届出様式の共通化（20年4月から順次実施）

申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める。

また、電子申請・届出システムの入力の合理化についても合わせて推進する。

② 社会保険・労働保険の適用の統一等（20年4月から施行）

社会保険・労働保険の適用に関する通達について見直し、現行の法体系の下で可能な限りその解釈、表現の統一を図る。

また、既に適用されている事業所・事業に関しても、現行の法体系の下で可能な限り、取扱いに差異があればその解消に努める。

なお、将来的には統一事業主番号の付与を行うことも検討する。

③ 保険料の計算・賦課・納付の在り方

社会保険・労働保険の保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討する。

事務費国庫負担の見直しについて

○ 年金事務費について、国の厳しい財政事情にかんがみ、平成10年度以降、その一部に保険料を充てる財政上の特例措置が継続的に講じられてきたが、新たな年金運営組織の設立等の取組を機に、社会保険庁改革の一環として、受益と負担の明確化等の観点から、全額を国庫負担するという原則を見直し、平成19年度予算から、保険料財源の充当を制度化する。

(参考1) 年金事務費への保険料充当の措置

- ・平成10年度～平成15年度 財政構造改革の推進に関する特別措置法
- ・平成16年度、平成17年度 財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
- ・平成18年度 今国会提出の公債特例法案に基づき、引き続き、単年度の特例措置が講じられる予定

(参考2) 国庫負担と保険料負担の区分について

- ・平成17年度より、国民の理解を得られるよう、国庫負担と保険料負担の区分を見直し、保険料負担を保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定した上で、職員人件費のほか、職員宿舎、公用車等の内部管理事務費を国庫負担とした。
- ・平成19年度以降も、国庫負担と保険料負担の区分については、平成17年度のを考え方を基本とする。

(参考3)

○財政制度等審議会答申（平成17年11月）

年金事務費はそもそも基本的に年金給付と密接不可分なコストであり、保険料を充てることにより給付と負担の関係がより明確になるというメリットもあることから、他の特別会計における事例等も参考にしつつ、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。

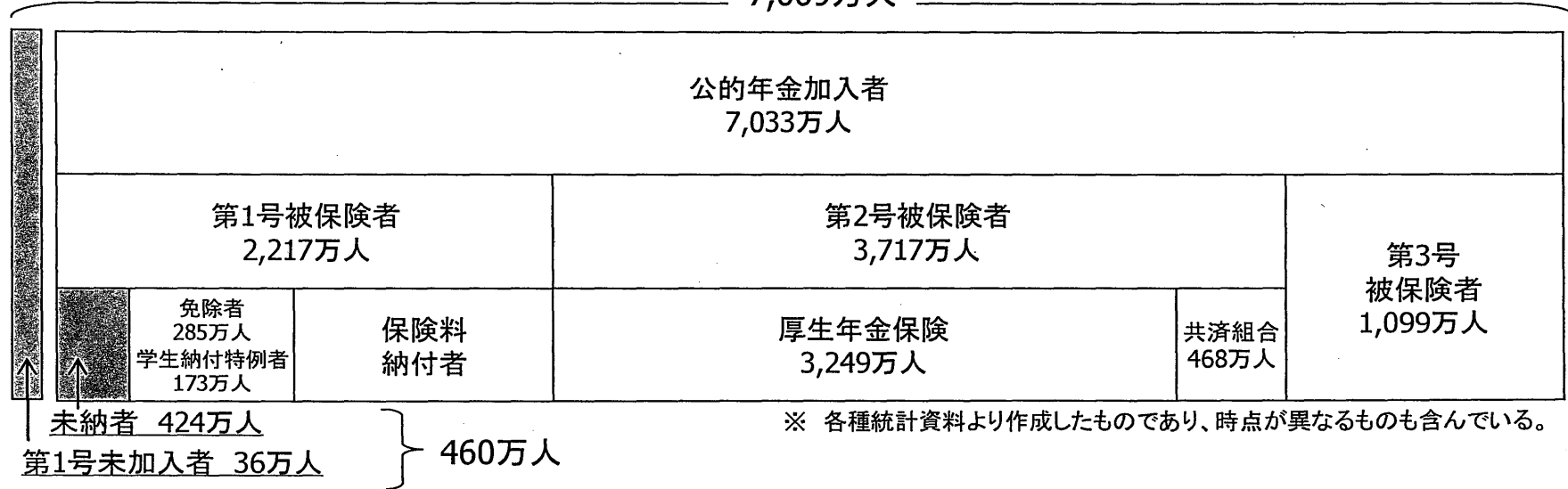
○行政改革の重要方針（平成17年12月閣議決定）

年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。

国民年金の加入・納付の状況

- 未納者(平成16年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者)は約420万人、未加入者は約40万人
- 公的年金加入対象者全体で見ると、約93%の者が保険料を納付(免除を含む)。
 ※ 未納者と未加入者を合わせた約460万人は、国民年金(自営業者など)加入対象者数の約2割。

《公的年金加入者の状況(平成16年度末※)》 7,069万人



○ 未加入者数の推移

平成7年度	平成10年度	平成13年度	平成16年度
158万人	99万人	63万人	36万人

※ 職権適用による未加入者の減少が納付率低下の一要因

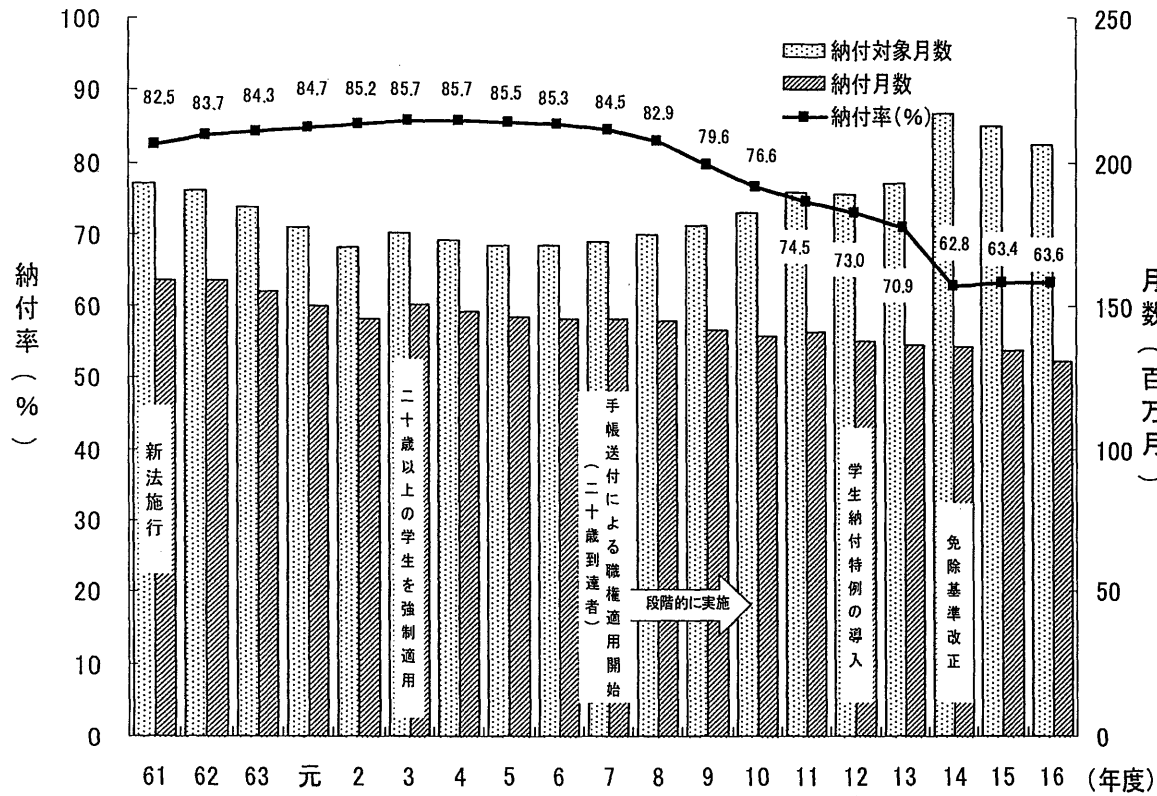
○ 全額免除者(学生納付特例含む)数の推移

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
524万人	400万人	439万人	458万人

※ 免除基準改正(厳格化)による申請全額免除者の減少が納付率低下の一要因

国民年金保険料の納付率の推移と現状

～ 納付率は下げ止まりから反転へ ～



納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	17年12月末現在
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.0%
16年度分保険料			63.6%	65.6%
17年度分保険料				64.5%

※ 時効前(納期から2年以内)に納付する者を含めると約7割が納付

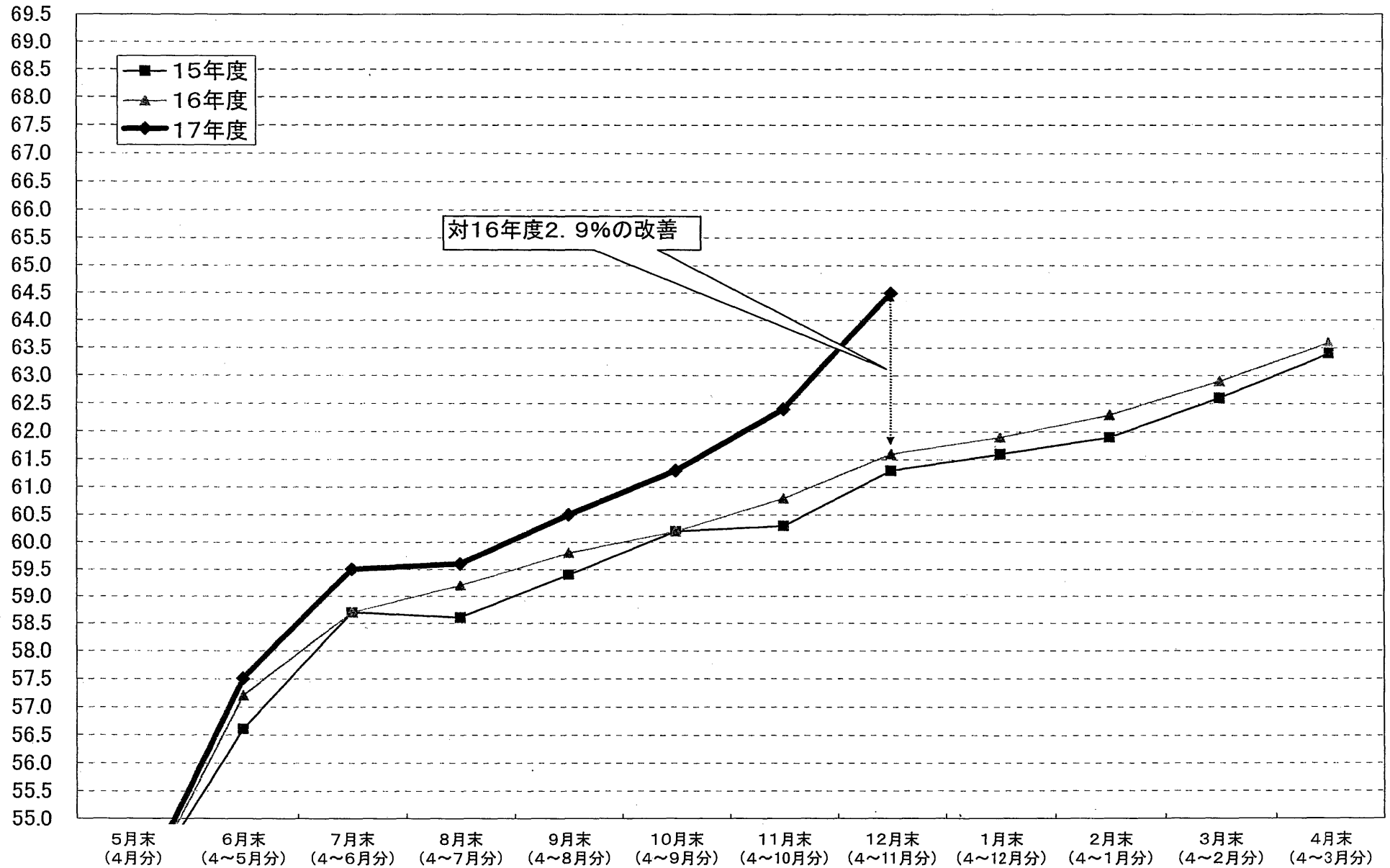
(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

国民年金保険料納付率の推移

(平成17年12月末現在)

(%)



国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成18年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図り、平成19年度末に利用率50%を目指す。

【口座振替の利用率】

【平成15年度末】 35%

【平成16年度末】 37%

目標 平成19年度末 50%

2. コンビニ納付（平成16年2月から実施）

（利用状況）

平成16年度	347万件
平成17年度（12月末まで）	429万件

3. インターネット等を活用した電子納付（平成16年4月から実施）

平成16年度の利用状況 7万件

4. クレジットカード納付の導入（平成18年度中に開始）〈改正事項〉

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。